

○八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成9年3月26日

条例第2号

改正 平成10年3月25日条例第11号

平成16年9月30日条例第19号

(題名改称)

平成20年3月25日条例第9号

平成20年9月30日条例第24号

平成24年12月26日条例第42号

平成26年3月25日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に係る医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金(以下「医療費等助成金」という。)を支給することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平16条例19・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭等」とは、児童の父又は母であって、次の各号のいずれかに該当するものがその児童を監護する家庭又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において、当該児童の父母以外の者が当該児童を養育する家庭をいう。

- (1) 現に婚姻をしている状況にない者
- (2) 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 配偶者の生死が1年(配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難と遭遇した場合にあっては、3月)以上明らかでない者
- (4) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

第10条第1項の規定による命令の申立てにより，配偶者に当該命令が発せられた者

(6) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

（平16条例19・平24条例42・平26条例12・一部改正）

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は，ひとり親家庭の父母等（児童を監護するその児童の父又は母であつて，前条第3項各号のいずれかに該当するもの又は児童に父母がないか若しくは児童の父母がその児童を監護しない場合において，当該児童を養育する当該児童の父母以外の者（以下「養育者」という。）であつて，同項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）及びその児童並びに父母がないか又は父母が監護しない児童であり，かつ，本市に住所を有する者であつて，次に掲げる法律（以下「国民健康保険法等」という。）に基づく被保険者，組合員，加入者又は被扶養者であるものとする。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者は，受給資格者としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親に委託されている者

(3) 規則で定める施設に法律の規定による措置により入所している者

（平10条例11・平16条例19・平20条例9・平20条例24・一部改正）

（支給の制限）

第4条 医療費等助成金は，ひとり親家庭等の所得が次の各号のいずれかに該当するときは，支給しない。

(1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から7月に申請するものについては，前々年の所得。以下同じ。）又は養育者であつて第2条第3項各号のいずれにも該当しないものの前年の所得が，その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象

配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親家庭の父母等又は養育者であって第2条第3項各号のいずれにも該当しないものの扶養親族等でない児童でひとり親家庭の父母等又は養育者であって第2条第3項各号のいずれにも該当しないものが前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者の前年の所得若しくは養育者であって第2条第3項各号のいずれにも該当しないものの配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするもの前年の所得若しくは養育者であって第2条第3項各号のいずれにも該当しないものの同法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者であって第2条第3項各号のいずれにも該当しないものと生計を同じくするもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月までの医療費等助成金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、前項の規定を適用しないものとする。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平16条例19・一部改正）

（助成の範囲）

第5条 市長は、受給資格者の療養に要する費用の額（国民健康保険法等その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。）から次に掲げるものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

- (1) 保険給付額
- (2) 保険者が給付する附加給付額
- (3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額
- (4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額
- (5) 受給資格者一部負担額（入院については国民健康保険法等に規定する食事療養標準

負担額又は生活療養標準負担額，通院については診療報酬明細書1件につき1,000円，  
保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円)

2 市長は，受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・  
調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は，当該費用を医療費等助成金として支  
給する。ただし，診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは，200円とす  
る。

3 医療費等助成金は，受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初  
日から起算して2年を経過したときは，支給しない。

（平16条例19・平20条例24・一部改正）

（助成の方法）

第6条 助成は，治療終了後行う。ただし，治療期間が1月以上にわたる場合は，月を単位  
として行うものとする。

2 助成は，受給資格者が病院等に医療費等を支払った場合において，直接当該受給資格者  
に支払うことによって行うものとする。

（平16条例19・一部改正）

（医療費等助成金の返還）

第7条 市長は，偽り，その他不正の手段により助成を受けたことが判明したときは，当該  
助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第11号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は，平成16年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（以下  
「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定は，同項に規定する者がこの条例の施行  
の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する損害を受けた場合について適用し，

当該者が施行日前に当該損害を受けた場合については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第5条第3項の規定は、平成16年8月1日以後に受給資格者が支払った医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料についての医療費等助成金の支給について適用し、同日前に受給資格者が支払った医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料についての医療費等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八千代市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。